

# 問題パート⑨(解答)

▼ 次の記述について、正しいものには ( ) に “○” を、誤ったものには “×” を記入願います。

- ① CP (貨物管理に関する社内管理規定) は、保税蔵置場の業務について適正な貨物管理体制を整備するものであるため、指定保税地域の利用に当たっては、CPを整備する必要はない。(×)

理由:資料3頁にも記載しているとおり、CPの目的等は基本通達34の2-9で規定されています。指定保税地域で貨物管理を行う場合、CPの作成は必要となりますので、蔵置場とは別途に作成するか、若しくは蔵置場のCPに追記するよう、お願いします。

- ② 蔵置場において、内部監査の結果、法令違反があったため、税関へその旨を申し出した場合には、非違に関する点数は10点を限度に減算される。(×)

理由:倉主からの申出があった場合には、基本通達48-1の別表1、2(当該非違が故意に行われた場合は10点を加算)の合計点数の1/2の点数を減算することができます。

- ③ 荷捌地(野積場)として指定保税地域となっている土地のうえに、倉庫を建設し、当該倉庫を蔵置場として許可を受ける場合は、土地である指定保税地域は指定の取消しを行う必要がある。(×)

理由:指定保税地域は基本通達37-2(4)のただし書きで規定しているとおり、指定保税地域となっている土地については指定の対象となりますので、事例のような場合には、指定保税地域を取り消す必要はありません。

- ④ 貨物管理責任者は貨物管理の全般の責務を負う者であるが、搬入登録(BIA)、搬出登録(BOA)など、NACCS業務の実務は操作担当者に任せて、操作手順は特段、知っておく必要はない。(×)

理由:貨物管理責任者は現場のトップですが、NACCS民間資料を保税台帳としているか否かに問わず、適正な貨物管理及び円滑な通関手続きを図るため、搬出入及び取扱いなど、基本的なNACCSコードは知っておく必要があります。

- ⑤ 保税蔵置場の許可を受けた社が他社に保税業務を譲渡する場合には、許可を受けている社は廃業しなければならない。(×)

理由:当事例の場合、従来は一旦、廃業した上で、譲り受ける社が新規に許可を受ける必要がありましたが、平成28年度の関税改正により、関税法第48条の2(許可の承継)の規定に「営業譲渡」が盛り込まれましたので、許可の承継手続きを行うことで、円滑な営業譲渡が可能となりました。